

練馬区立旭丘小学校いじめ防止基本方針

1 旭丘小学校の基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり決して許されない。

「いじめは、どの学校でもどの学級、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、本校のすべての児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「旭丘小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめが発生した時は、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。

2 対策方針の基本的な考え方

- (1) 管理職をはじめとする全教職員はいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、児童を守ることができるのは、第一義的に学校であるとの強い決意と高い指導力で日々の指導にあたるようにする。
- (2) いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組を見直し、過去のいじめの重大事件を教訓として、児童の特性を踏まえた実効性のある取組を進める。
- (3) いじめ問題の早期解決に向け、学校と教育委員会との連携を強化するとともに、関係機関との連携を深める。
- (4) 校長の指導のもと、いじめ対策推進教員が学校全体のリーダーとしていじめ問題の防止に努め、早期発見と対策を推進することとする。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

1 いじめ防止基本方針の策定

国の基本方針や「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」を受け、保護者や地域の参画の下、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。年間計画としては、いじめの未然防止・早期発見・早期対処への具体的取組として、ふれあい月間を年3回（6月・11月・2月）、あいさつ週間を毎月第1週、情報モラル教育を5月に予定している。また、学校いじめ対策委員会を随時開催、生活指導全体会を6月・10月・3月に開催し情報収集及び、迅速な対応に努める。

2 組織の設置

いじめの防止等の対策のため、学校いじめ対策委員会を設置する。校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、保健主任を構成員とするが、必要に応じて特別支援コーディネーターや、スクールカウンセラー、こころのふれあい相談員等も出席する。また、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、発生した事態の性質に応じて適切な専門家を加えていく。

3 SNS学校ルールを作成し、学校全体で指導にあたり、SNSによるいじめ等の問題を未然に防ぐ。

(2) いじめの防止

1 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

○いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

・いじめ防止シンボルマーク、いじめ撲滅宣言、いじめ防止ポスター、いじめ防止標語などの取組を行う。校内に作品を掲示し、いじめ防止の意識を高めていく。

（令和6年度は、いじめ防止標語を作成した。令和7年度は、「いじめ防止ポスター」か「いじめ防止標語」のどちらかを選択して作成する。）

○ふれあい月間の取組

・道徳でいじめについて考え話し合う授業を実施する。

・人権啓発ビデオ・DVDを用いたいじめ防止や人権尊重に関する授業を実施する。

・Q-Uテストを実施し（6月）、学級の集団への帰属意識や自己有用感に課題がないか見守るとともに、学級集団の健全性を高める。

○情報モラル教育の実践

・情報モラルの授業や保護者会の機会を通して、情報モラルに関する保護者への啓発を行い、家庭における携帯電話やインターネット、ゲーム等の約束作りを進める。

・道徳の時間や各教科等の授業を通して、情報通信機器との適切かつ有意義な関わり方、善悪の判断、ルールやマナーを守ろうとする態度が学べるよう系統的・体系的に指導する。

2 児童の主体的な活動の推進

○児童によるあいさつ運動

・毎月始めに6年生と他学年がペアになり、登校してくる児童に対してあいさつをする「あいさつ運動」を実施する。

- 3 教職員の指導力の向上
 - いじめ問題に対する指導力の向上を図るための研修を年3回以上行う。
 - ・OJTの取組のひとつであるミニ研修会を活用し、いじめに関する指導の共通理解を図る。
- (3) いじめの早期発見・早期対応
 - 1 いじめに対して
 - ・軽微ないじめも見逃さない意識をもって指導に臨み、いじめの早期発見と早期対応につなげる。
 - ・日常の児童とのかかわりの中で、発見、指導したいじめ、およびいじめに類する行為を確実に記録し、ふれあい月間で実施する調査に計上する。
 - 2 ふれあい月間の取組（6・11・2月）
 - ・学校生活アンケートを全児童に実施する。【初旬まで】
 - ・全ての学年でアンケートの記述をもとに児童と面談をして情報を収集する。（6月）【中旬から下旬まで】
 - ・1～3学年では、アンケートの記述をもとに気になる児童と面談をしていじめに関する情報を収集する。（11月）【中旬まで】
 - ・4～6学年では、アンケートの記述をもとに全児童と教員や心のふれあい相談員、スクールカウンセラーが二者面談をしていじめに関する情報を収集する。（11月）【中旬まで】
 - ・全ての学年でアンケートの記述をもとに気になる児童と担任が面談をしていじめに関する情報を収集する。（2月）【中旬まで】
 - ・いじめが疑われる案件があった場合、直ちにいじめ対策校内委員会を開催する。
 - ・いじめやいじめが疑われる状況の有無を確認し、校長名で練馬区教育委員会に報告する。【下旬まで】
 - ・取組月間中に、全校朝会で「いじめ根絶を目指すこと」「SOSを出すこと」「アンケートの実施」等について指導を行う。
 - 3 保護者・地域との連携
 - ・保護者会や保護者との個人面談の機会を通して、学校の取組を発信し、情報の収集・共有に努める。
 - ・学校のいじめの状況やいじめに関する取組について、学校運営連絡協議会に報告するとともに、必要に応じて地域における支援を要請する。
 - 4 全職員による児童観察
 - ・あいさつ運動の取組を通して、あいさつの声かけをしながら児童の様子を注意深く観察し、児童の変化やサインを見逃さないようにする。
 - ・服装の汚れや乱れ、けが、あざなどに注意して観察する。
 - ・児童の持ち物の紛失、いたずら書き等がないかなど、児童同士の関わりの様子を常に観察し、いじめに類する行為を見付けた場合は即時報告と対応を行う。
 - 5 教育相談の充実
 - ・スクールカウンセラーや心のふれあい相談員もふれあい月間の取組に参加し、児童との面談を行う。また、校内を巡視して児童の様子を随時観察する。
- (4) いじめへの対応
 - 1 問題解決に向けた学校の方針
 - ・いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員で情報を共有し、的確な役割分担をして組織的に解決に当たる。
 - ・いかなる理由があっても被害者の側に寄り添った対応を行う。
 - 2 いじめを受けた側への対応
 - ・いじめを受けた（訴えてきた）児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の苦しみや悩みを受け止め、児童をいじめから守る強い姿勢をもって対応することを伝える。
 - ・人権に配慮しながら事実関係を的確に把握し、いじめの内容のほか、日時や場所、職員の指導内容などの記録を確実に残す。→電子ファイルの利用
 - ・いじめを受けた児童を守るために、全職員で情報共有し、休み時間や登下校時にも見守るなど被害を継続させないための体制を整える。
 - ・養護教諭やスクールカウンセラー、心のふれあい相談員と連携し、心のケアを行う。
 - ・いじめを受けた児童の心身の状況によっては、一定期間の別室登校によるケアを行うなどの対応を考える。
 - 3 いじめた側への対応
 - ・事実を確認し、「いじめは絶対に許されないものである」という毅然とした態度で指導を行う。

- ・相手の思いや自己の行為の影響を考えさせる。
- ・保護者への報告を行い、指導への協力を求める。
- ・状況により一定期間の別室指導等の対応を考える。

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

『重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態（自殺等重大事態）及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態（不登校重大事態）』と定義されている。（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

○関係機関への報告・連携

- ・教育委員会へ報告し、法第28条および国の基本方針に基づいた重大事態への対処を行う。
- ・状況により、警察・児童相談所・子ども家庭支援センター等に連絡し、情報提供を行い、協力を要請する。

○いじめを受けた側への対応

- ・いじめを受けた児童に関する教員間の情報共有の徹底を図り、複数の教員による個別の看護を実施する。
- ・スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等と協力して心のケアを行う。
- ・家庭との連携を深め、必要な支援を検討していく。
- ・必要に応じて別室でのケアや登下校の見守りを行い、被害が継続しないようにする。

○いじめた側への対応

- ・いじめを受けた児童が安心して学校で学習する環境を確保するための、別室指導等の対応を考える。
- ・児童に対して指導を行ったにもかかわらず改善がみられず、いじめを受けた児童の心身の安全が脅かされる恐れのある場合は、校長による訓告を実施することや教育委員会を通じて出席停止を命じることもある。
- ・必要に応じて心のケアを行う。また、保護者が子育てに悩みを抱えている場合も考えられるので、スクールカウンセラー等を活用した保護者のケアも考える。

5 インターネット上のいじめへの対応

○いじめを受けた児童への対応

- ・インターネットやSNSによるいじめを発見した場合は、早急に状況および証拠の保存に努める。場合によっては、いじめに使われたICT機器の押収を行う。
- ・公開の掲示板やSNS等で児童の個人情報が公開された場合は、短時間で拡散され、急激に被害が拡大する可能性があることから、警察および掲示板管理者、ブログ作成者、サイト管理者、プロバイダーや保護者と連携し、早期に対策を講じる。

6 異校種間および関係機関との一層の連携

○卒業・卒園時における確実な情報伝達

- ・校種間を跨いでいじめが継続することがないように適切な時期に異校種間でいじめに関わる情報連携を行う。

○連携機関との情報共有

- ・いじめの原因は様々であることから、教育相談室や適応指導教室、子ども家庭支援センター、児童クラブや児童館、児童相談所、医療機関および警察等との情報共有を適時、柔軟に行う。